平成２８年（フ）第１１９９号
京都市西京区松尾大利町71番地　ウエストコート大利305号室
債務者　熊谷登士夫
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１６号
京都市上京区一条通黒門東入如水町68番地４
債務者　伊佐清美こと　ＬＩＭ　ＣＨＵＮＧＭＩ　林　　清美
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６号
京都市南区西九条大国町51番地、前住所京都市南区上鳥羽南中ノ坪町24番地　村田マンション１階12号
債務者　菅原　裕子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１22棟406号
債務者　平田　紀子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９７８号
大阪府藤井寺市小山５丁目13番33号
債務者　永山　博美（旧姓湯川）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９９４号
堺市北区東上野芝町２丁386番地１　フジパレスソレイユクーシャン202号
債務者　中附　卓美
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０４２号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番323―204号
債務者　本木　晶子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９号
大阪府柏原市平野１丁目12番37―208号　イングランドアヴェニュー１番館、前住所大阪府柏原市大県３丁目11番30―101号　大県マンションⅡ
債務者　北村恵美里
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
北海道岩見沢市幌向北２条１丁目595番地11
債務者　谷垣まゆみ
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第９２号
新潟県村上市桃川1177番地３
債務者　内山　幸世
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第９４号
新潟県新発田市富塚町３丁目１番22号
債務者　下條　泰子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１７号
愛知県一宮市東五城字祐久野36番地１　シャトータウン55　302号
債務者　須網　恒介（旧姓稲波）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３９０号
奈良県生駒市辻町371番地１　ピュア・ハイツ406
債務者　三須　秋一
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２８４号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住６―202
債務者　松本　龍也
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６号
香川県高松市木太町1994番地９
債務者　湯淺　芳美（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３号
長崎県大村市宮小路１丁目322番地１　コーポ路Ｂ―203
債務者　坂井　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係